

○議事日程（令和８年６月17日第２日）

日程第１ 会議録署名議員の指名

日程第２ 諸般の報告

日程第３ 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 野 村 永 一

○出 席 議 員

１番	佐 野 伸 也	２番	大 橋 みち子
３番	西 脇 康	４番	清 水 由美子
５番	北 倉 義 博	６番	岩 永 義 仁
７番	吉 田 太 郎	８番	早 崎 百合子
９番	野 村 永 一	10番	松 永 民 夫
11番	水 谷 久美子		

○欠 席 議 員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	川 地 憲 元	副 町 長	田 中 一 也
教 育 長	早 崎 京 子	総 務 部 長	川 口 智 也
総務部総務課長	尾 前 眞 理	総務部参事兼 企画財政課長	中 島 和 哉
総務部税務課長	杉 野 雄 士	住 民 福 祉 部 長	近 藤 真由美
住 民 福 祉 部 住 民 環 境 課 長	吉 村 和 人	住 民 福 祉 部 健 康 福 祉 課 長	無 藤 宣 宏
住 民 福 祉 部 子 ど も 課 長	香 川 明 美	産 業 建 設 部 長	竹 中 修
産 業 建 設 部 産 業 観 光 課 長	田 中 義 康	産 業 建 設 部 参 事 兼 建 設 課 長	近 藤 晴 彦
産 業 建 設 部 水 道 課 長	永 嶺 早 苗	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	若 山 実 穂
教 育 委 員 会 長 教 事 務 局 長	中 島 恵 美	教 育 委 員 会 長 教 育 総 務 課 長	伊 藤 めぐみ
教 育 委 員 会 長 生 涯 学 習 課 長	徳 本 弘 基	消 防 長	高 橋 正 人

消 防 次 長 兼
消 防 課 長

玉 井 洋 祐

消 防 総 務 課 長

三 輪 正 俊

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

加 納 康 宏

議 会 事 務 局 書 記

國 枝 利 法

(開議時間 午前 9 時30分)

○議長（野村永一君） おはようございます。

令和 8 年第 2 回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。前段を読み上げますので、後段の御唱和をお願いします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長（野村永一君） ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場 1 階ロビーのモニターでも放送いたします。

また、今定例会においては、上着の着用を自由としております。

ただいまから令和 8 年第 2 回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長（野村永一君） それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、3 番 西脇康君、4 番 清水由美子君を指名します。

○議長（野村永一君） 次に、日程第 2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（野村永一君） 次に、日程第 3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第56条第 1 項の規定に基づき、議員 1 人当たりの質問・答弁の時間を60分以内といたします。

それでは、6 名の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、6 番 岩永義仁君。

○6 番（岩永義仁君） ただいま御指名をいただきました養老の未来を守る岩永義仁です。

今回は 2 つの項目について一般質問を行っていきたいと思っております。

それではまず、早速ですが 1 つ目、ナフサ不足による町指定ごみ袋の供給についての質問を行ってまいります。

連日、状況が二転三転する情報が入ってきていますが、長期化する中東情勢の影響により、石油関連の流通に混乱が起きています。

最近耳にするようになったナフサとは、分留範囲が30度から230度の直留軽質留分を総称したものだそうです。何のこっちゃですが、簡単に言うと石油の精製過程で生じる

副産物で、透明な液体のことです。

私たちの生活の多くに石油由来の製品が使われていることはよく知られていますが、ナフサが不足していることで、あらゆる石油関連製品の製造に支障を来しているというのが今の日本が直面している現状です。

我々の生活にもひしひしと影響が出始めています。お菓子の袋がカラーから白黒になったりしたのは、メディアでも大きく報道されました。実際、大垣市にある大型ホームセンターでは、塗料を薄めるシンナーや断熱材といったものが品薄になっていて、次の入荷予定が不明とのことでした。

政府はナフサは不足しておらず、目詰まりしているだけと主張していますが、今のところその目詰まりが解消される気配はありません。まるで昨年から続く令和の米騒動の再来を見ているかのようです。

そして最近よく聞くのが、自治体指定のごみ袋が品薄で買えないというものです。環境省の令和2年のデータですが、全国でごみ袋が有料化されている自治体は1,117、有料化されていない自治体は624とのことです。全国の大体6割ちょっとの自治体でごみ袋が有料化されていて、この問題にさらされているということになります。

それでは質問です。

1つ目、町指定のごみ袋の需給状況はどうなっていますか。品薄といった状況はありませんか。

2つ目、昨年の現時点と比較して、在庫の状況はどうなっていますか。

これについては、視覚的にも分かりやすく比較できるように数値を示しての答弁を求めたいと思います。

3つ目、今後の安定供給の可否について見解を求めます。

以上、3点についての答弁を求めます。

○議長（野村永一君） 吉村住民環境課長、演台にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（吉村和人君） 実務的な内容が含まれますので、私のほうから回答をさせていただきます。

1点目の町指定ごみ袋の需給状況はどうなっているかにつきまして回答させていただきます。

ごみ袋の販売につきましては、10枚入り1袋を単位としておりますので、袋数で回答をさせていただきます。

過去3年の町指定ごみ袋の販売実績を平均いたしますと、可燃大が約6万5,000袋、可燃小が1万9,000袋、プラスチック製容器が約6,000袋、不燃大が約3,000袋、不燃小が約1,000袋となっております。

最も多く御利用いただいております可燃大につきましては、今年度に入り、中東情勢の影響を受け、ごみ袋の安定供給が困難な状況であるとの一部報道もあり、販売店への

販売数が増加しております。

具体的には、昨年度まで販売実績 1 か月平均は約 5,400 袋でございますが、今年度 4 月から 5 月に限っては約 1 万袋の販売となっており、例年の約 1.9 倍となっております。

なお、町指定ごみ袋の契約状況につきましては、町ホームページやケーブルテレビの行政情報番組にて周知させていただいており、令和 8 年 4 月 17 日に事業者と燃やせるごみ指定袋 6 万袋、プラスチック製容器包装指定袋 6,000 袋について契約を結びました。今年度 6 月、9 月、11 月、令和 9 年 1 月、3 月の 5 回納品される予定であり、第 1 回の納品については予定どおり納品されたところでございます。

2 点目の昨年の現時点と比較して、在庫状況はどうなっているかにつきましては、昨年、現時点と比較した在庫状況につきましては、可燃大では令和 7 年度の同時期に 2 万 2,000 袋の在庫数でしたが、今年度につきましては 4 月から 6 月に購入された販売店が多いということから、約 1 万 3,000 袋となっております。

今後につきましては、例年どおりの販売数であれば、今年度においても次の納品まで十分な在庫と考えております。

3 点目の今後の安定供給のめどについてにつきましては、現在、町指定ごみ袋の供給状況を受託事業者を確認いたしましたところ、予定どおり納品できる見込みであるということを確認しております。以上でございます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 岩永義仁君。

○6 番（岩永義仁君） 再質問を行います。

養老町の在庫状況としては、当面、町指定ごみ袋が不足することはないということが答弁から受け取れました。

先ほど、昨年との比較を数値等で示していただきました。その中で、ここまでの昨年の約 2 倍ほどのペースでごみ袋が売れているということです。

お聞きします。

ごみ袋の売行きと比例して、ごみの量も 2 倍ほどに増えている、そういうような状況はあるのでしょうか。

次に、当面は問題ないということですが、万一、町指定のごみ袋が不足するというような事態になった場合には、他の自治体のように通常のごみ袋等での対応を行うという考えはありますか。

最後 3 点目、前述したような非常の事態になった場合の周知の方法についてお聞かせください。

以上、3 点について再質問させていただきます。

○議長（野村永一君） 吉村住民環境課長、自席にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（吉村和人君） それでは、岩永議員の再質問に回答をさせて

いただきます。

1 点目のごみの量、増えているかということにつきましては、可燃物の収集業務による排出量は、令和 5 年度約 3,825 トン、令和 6 年度 3,719 トン、令和 7 年度 3,716 トンで、町民の皆様の御協力によりまして年々減少をしております。

4 月の排出量につきましても、過去 3 年平均 313 トンに対して 315 トンと同程度の数字となっております。

今年 4 月から 5 月のごみ袋の販売数量につきましては増加しておりますが、各家庭から排出されるごみの量は例年に比べても増加しておりませんので、ごみ袋の販売数量は今後、例年どおりの数量に戻っていき、結果的に年間を通してごみ袋の販売数は例年と同程度になるのではないかと予想をしております。

2 点目の不足する事態になった場合に、既存ビニール袋等での対応についてにつきましては、これまでも指定ごみ袋と同程度の大きさの半透明なビニール袋を使用した場合には、可燃不燃ごみ処理シール 1 枚 40 円を購入して貼っていただくことで、指定ごみ袋を使用するのと同じ取扱いとしております。

ごみ処理券での対応は、ごみ処理券の購入と半透明袋の購入が必要となり、指定ごみ袋に比べて割高となりますが、万が一指定ごみ袋が不足する事態になった場合には、ごみ処理券での対応についても御理解いただけるよう周知してまいりたいと考えております。

3 点目の周知についてにつきましては、現在、町ホームページやケーブルテレビの行政情報番組にて、各家庭において買いだめを控え、通常どおり必要な分を購入していただけるよう周知を行っております。

今後も継続的に買いだめを控えてもらえるよう啓発活動を行うことで、町民の皆様が安心して生活できるよう努めてまいりたいと考えております。

仮に指定ごみ袋が不足する事態になった場合においても、町ホームページやケーブルテレビの行政情報番組にて、納品予定日や予定数量について周知を行ってまいります。以上でございます。

〔 6 番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 岩永義仁君。

○6 番（岩永義仁君） シールで対応できるということで、ひとまず当面は何の問題もないということが確認できました。

そのシールですけれども、役場は当然として、今、町指定のごみ袋を売っているような、買えるところですね、そういった販売所で同じように今、ごみ何とかと言いましたね、そのシールですね貼るごみ袋に、これが可能なのかについてお答えいただきたいと思います。

また、先日ですが、今年度分の石油の調達が見通しが立ったという報道もありました。

とはいえ、物価高騰の社会情勢です。養老町のごみ袋に関しては、ひとまず今年度は大きな影響なく問題ないということですが、引き続き次年度の価格が非常に気になっております。次年度も家計への影響を軽減するために、何としても価格維持をしていただく必要があると考えますが、見解を求めたいと思いますが、以上2点の質問なんですけど、次年度の価格については政治判断が必要となりますので、町長に見解を求めたいと思います。

○議長（野村永一君） 吉村住民環境課長、自席にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（吉村和人君） まずシールにつきましては、先ほどおっしゃられたとおり販売店のほうで購入していただけますので、そちらのほうも引き続き周知のほうをさせていただきたいと思います。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君、演台にて答弁。

○町長（川地憲元君） 御質問ありがとうございます。

岩永議員の再々質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、来年度のことも今のうちから対応の必要があるということで、今年度うちに、例年、当初始まったうちに発注をかけるんですけれども、そういったことは生活環境課長のほうにも指示させてもらいながら、まずごみ袋の確保できるような今後の予定数量の発注も前倒しでやるような形で対応してくれと言っておりますし、できるだけ町民の方々に負担のないように状況を見極めながら進めたいというふうに考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） それでは、2つ目の質問に移りたいと思います。

川地町長の議会答弁が虚偽答弁状態となっている事態について質問させていただきます。

昨年令和7年の6月議会一般質問において、私が小・中学校において同じタイミングでの給食費無償化について問いました。

その際の答弁で、町長は、給食費無償化は小・中学校を同時に行うと、私の受けた印象ではかなり強い答弁をしたと記憶しています。この議場にいた人は同じ印象を受けたものと思っております。

しかし、今年の予算委員会で提示されたものは、昨年の町長の強い意気込みの答弁はどこへやら、小学校だけが無償化されるというものでした。

かなり甘く見立てて述べます。

町長も本当は小・中学校を同時に無償化したかったけれども、積み重なる町の諸問題、諸課題、厳しい財政状況、これらによって自身の政策の実現ができなかったのでしょう。そういうこともあるでしょう。できないことは当然あります。しかし現状は、一般質問

における町長の虚偽答弁になってしまっているという結果です。

町長の答弁を信じた中学生の親さんや御家族、そして町民の方々、全ての養老町民に対して、この議場において町長からこれらの方々に訴えかける言葉はありませんか。

また、これは確実にやっていただかないといけませんが、昨年6月議会における発言の訂正を求めます。

次に、虚偽答弁となっている事態の收拾をする気があるのか、お聞きします。

つまり、中学校給食費の無償化を町長自身の発言どおり早期に実施する気があるのかということです。

最後に、政治家にとって議会での発言というものは大変重いものです。まして、一般質問における答弁は言うに及ばずです。町長において議会の答弁に臨む姿勢についてお聞きしたいと思っております。

以上、3点について町長の答弁を求めます。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君、演台にて答弁。

○町長（川地憲元君） 岩永議員の御質問に御回答をさせていただきます。

小・中学校の給食費の公的負担につきましては、令和5年度から実施し、これまで段階的に公費負担割合を引き上げてまいりました。

令和5年度は、小・中学校ともに給食費の2割、令和6年度は小・中学校ともに給食費の2割と物価高相当分、1人当たり500円、令和7年度は小・中学校ともに3割と物価高騰相当分として1人当たり1,300円を公費を負担してまいりました。

令和8年度につきましては、小学校では国の市町村給食費負担軽減交付金に加え、町の負担を加えまして全額公費負担、中学校では国の交付金等がございませんので、給食費を5割の公的負担として事業を実施しているところでございます。

議員の御質問の中にもございましたけれども、令和7年6月議会の一般質問において、現在も小・中学校は同じような内容で助成させてもらっておりますので、小学校だけでなく、中学校も同時というような考え方でございますと、国、県の補助が全て来ずに一定の金額となるようなことでも、残りの分につきましても保護者の負担していただくことなく、これまで私になったときから言っておりますので、議員に言われるまでもなく、私の施政方針でございまして、私の考え方、方針について答弁をしております。

時期については全く触れておりませんし、必ずやる、絶対実行する、必ずやらせていただきますというようなことは言っておりません。

令和8年度当初予算編成の際にも、この方針に沿いまして、教育委員会事務局と検討を重ねてまいりました。

この間、国においては、給食費無償化対象が小学校に限定されたこと、県におきましては、高校生に対するタブレット端末の支給が廃止されたこと、そして全国的な物価高騰の影響が深刻度を増しているなど、町の取り巻く環境や社会情勢を鑑み、町民生活に

与える状況は非常に大きく、対応、対策は急務であると判断し、限られた予算の中で事業の再構築と優先順位の再検討を協議してまいりました。

給食費の無償化は、子育て支援と子育て世帯に対する物価高騰対応など両側面がございいますが、著しい物価高騰の中で、高齢者の方々や影響を受けやすい生活者等への支援の対象を広げ、町民生活全体の安心と安全を守ることを最優先にしたものでございます。

御質問の１点目、町民への言葉と発言の訂正についてでございます。

先ほど申し上げましたとおり、令和７年６月以降も、町を取り巻く状況を注視し、町政のかじ取り役として非常に難しい判断はございましたが、町民生活を第一に再検討した上での判断でございます。

令和７年６月議会で、私の考え方、方針を述べたものであり、うそ偽りの意図を持って答弁したのではなく、虚偽との認識はございません。

次に、第２点目、中学校の給食費の無償化の実施についてでございます。

これにつきましては、私が就任当初から申し上げております中学校の給食費の無償化の方針に変わりはありません。今後、段階的に進めてまいりますので、町民の皆様には御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

最後に３点目でございます。

議会答弁に対する姿勢でございます。

これまでも日常生活におきまして、やはり私より御年配の方々には日頃から敬意を持って接しておりますし、特にこの議場ではそうでございますけれども、議会答弁に当たっては誠心誠意努めてまいりました。

議員各位の御意見にも耳を傾け、全部が全部やるとは申せられませんが、要望なんかありましたら真摯に受け止めて、いろいろな場面でも検討してきたわけでございます。そういった判断してきたというふうに思っております。引き続き真摯に対応してまいる所存でございます。よろしくお願いいたします。

〔６番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 岩永義仁君。

○６番（岩永義仁君） 再質問を行います。

先ほどの町長の答弁、非常に、何と言ったらいいいんでしょうね、約束はしていないだとか、絶対やるとは言っていないだとか、そんな言い訳みたいな言い方ってあるのかなと。あのときのあの質問を聞いて、そんなふうに思えるのかなというのが、非常に今、何と言ったらいいいんやろう、こんなことでこの町大丈夫かなという感じております。

先ほど町長も読み上げていただきましたが、改めて当時の議事録、会議録を読み上げさせていたいただきたいと思います。

まず、岩永義仁の質問、私の質問ですね。養老町においては、家庭への負担軽減と兄弟での格差をなくすため、小学校、中学校同時での給食費無償化を提案しておきたいと

思います。見解はいかがでしょうか。もう一点、一応これは町長に確認したいんですけども、先ほどの答弁で、追加の負担が必要になった場合、保護者ではなく、町が負担するという答弁がありました。予算編成における最高権限者である町長においても、同様の認識ということによろしいでしょうか。2点についてお尋ねしますというふうに質問したことに対して、町長の答弁、当然、現在も小・中学校は同じような内容で助成させてもらっておりますので、小学校だけでなし、中学校も同時というような考え方でございます。国のことは言うておりますけれども、例えば県もございますので、国、県の補助が全額来ずに一定の金額というようなことで、残りの分につきましても保護者に負担いただくことなく、これは私がなったときからこれを言うておりますので、議員に言われるまでもなく、私の政策の方針でございます。御理解をお願いしたいと思いますというふうに当時述べております。

これ聞いて、必ずやると言っていないとか、いつやるとは言っていないなんていう言い訳を、果たしてこんなところでよくするなというふうに、ちょっと驚きをもって今受け止めております。御自身の発言の後始末もできない町長としての資質にも大きな疑問を抱きます。また、一人の社会人としての品格も疑われるような答弁だと感じております。

もし自身の発言の間違いを認めないのであれば、昨年的一般質問での答弁は議会への欺罔行為です。殊、教育現場では子供たちにうそはついちゃいけません。もし間違えたらちゃんと訂正しましょう。基本のきとして教えていることです。大人が正しい姿を見せられないで、教育を語ることなどできません。

昨年の町長の答弁を受けて、新聞報道でも小・中学校同時無償化の方針であることが掲載されていました。つまり、そういう答弁だったということですし、その後の取材でも同様の趣旨を述べられたものと推測します。これでは、さすがの新聞社も誤報を打ったことになってしまいますね。

問います。

昨年の小・中学校同時に給食費の無償化を実施するという答弁は不可能と知りつつ発言されたのか、それとも実現させるつもりで発言されたのか、お答えいただきたいと思います。

次に、先ほど町長は段階的というような、とても抽象的で、やるのかやらないのか、時期も含めてもやっとした答弁でしたが、虚偽答弁状態を解消するためにも、速やかに中学校での給食費無償化の実施を再度提案しておきます。

改めて実現に向けた町長の考えをお聞きしたいと思います。

もう一つ、やるつもりがあるということなら、実施時期についても考えをお聞きしておきます。

私としては、補正を組んで今年度途中からでもスタートするということを提案します

が、町長の見解はいかがでしょうか。

以上、3点について、町長の真摯な答弁を求めます。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君、演台にて答弁。

○町長（川地憲元君） ちょっと戻していただいたほうがいいかもしれません。答弁内容ですね。

年度を書いていないですよ、議員おっしゃられるように。年度が書いてない、いつからやるという、令和8年度、令和9年度ということは申し上げておりません。

はっきりと言わせてもらいますけど。やるということは、これは私になったときからやるというのは方針として、これはマニフェストですので、おっしゃるとおり公約にも掲げておいてやらないのかというような御質問でございますけれども、いつやるということは述べておりませんので、それは状況を見ながら段階的にやらせていただきたいというふうに考えております。

それは一人の政治家としての信念でございますので、来年やるとも分かりませんし、再来年やるとも分かりませんけれども、私が町長をやっている間には必ずやらせていただくというようなことでございます。

訂正することはございません。以上でございます。

〔「実施時期についてはまだ言わんのやね、3つ目の」の声あり〕

○町長（川地憲元君） 実施時期につきましては、今年、多分予算特別委員会3月の中でも言いましたけれども、その年々の予算審議というのもありますので、これまた予算で否決されましたら、またやらないのじゃないかというような御意見もあろうかと思えますけれども、できるだけ早いうちにはやりたいんですけれども、何年度からということとはちょっと段階的に内部でも調整しながら、当然我々行政は町民の方から税金を預かっておりますので、財源等を確保できれば早い段階でやらせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 最後の3回目になります。

どういうふうに言ったって、昨年6月の質問を聞いていて、いつやると言っていないとか年度の約束をしていないとかというのは詭弁でしかないですよ。

どんなふうに言葉を並べても、何か言ってしまったことの取り繕いをしているようにしか聞こえてこないところが、本当に我が町の将来が心配になる、本当にそういった答弁を今感じてがっかりしております。

本件はいつも曖昧な答弁しかしていない町長が、私に言われるまでもなく自分の掲げる政策だからやると言い切った案件です。ここに来て答弁がそういうふうなふうに後退することに今の養老町が衰退している原因の一端を見た気がする一般質問になってしま

いました。

お隣の大垣市は子育て日本一を標榜する西濃で最大の自治体です。これでは子育てをする世帯はみんなお隣に出ていってしまいます。

15年間議員をしてきた中で、結婚するから大垣市で家を建てる、子供が生まれるから大垣へ引っ越すという話を幾つも聞いてきました。こういった人たちを引き止める言葉が見つからないんです。子育てをするために養老へ引っ越してきたという話が当たり前聞こえてくる養老にしていきたい。

養老町は高齢化率が高く、子育て世代は養老町民の全体からすると少数なマイノリティグループです。政治はどうしても多数のボリュームゾーンを優先しがちです。しかし、若い人たちが増えない町に未来なんてありません。養老町民憲章に掲げるお年寄りが豊かに暮らせる町にするためにも、お年寄りを支える若い世代を元気にする必要があります。

本題である中学校の給食費無償化ですが、現在の5割補助から全額補助に移行するのに必要な予算は追加であと2,000万円ほどです。決して安い金額とは言いませんが、総額で120億円とか130億円といった年間予算の編成を行う養老町です。あと2,000万円が捻出できないはずがありません。

町長は前向きな発言をしていただけませんでした。ですので、最後に教育行政のトップである教育長にお聞きしたいと思います。

これまで、この間に中学生の保護者の方々や町民から聞いている声があれば、現場の生の声として教えていただきたいと思います。

また、中学校の給食費無償化について、教育長の立場で思うことを述べてください。

時間はまだたっぷり残っておりますので、遠慮なく時間いっぱいまで語ってください。きっと親さんたちだけじゃなく、これまで教育長が関わった子供たちも、この放送の録画をユーチューブで見ってくれるはずですよ。そういう時代が来ております。

以上、最後に教育長のお話をみんなで聞いて、今回の私の一般質問は終わりにしたいと思います。

では教育長、よろしくお願いします。

○議長（野村永一君） 早崎教育長、演台にて答弁。

○教育長（早崎京子君） 今の岩永議員の再質問に回答させていただきます。

このような時間を与えてくださってありがとうございます。

ただいま町長が答弁されたように、給食費無償化につきましては、私も町長と同じ認識であります。持続可能な制度としていくためには、段階的に進めていく必要があると考えています。

保護者の意見ですが、給食費のことに対しては、私のほうには耳には入っていませんが、何を一番喜んでみえるかという、岐阜県で養老町しかやっていない高校1年生の

タブレットの保障については、これは岐阜県で養老町しかやっていないということで、たくさんの今の高1の保護者の人からお礼の連絡が来ています。本当に8割ぐらいの保護者の人たちが、これに対して行っているというところで、感謝の言葉は、このことに関しては感謝の言葉を聞いています。

教育委員会といたしましても、町長部局と連携しながら、私は教育委員会という立場でありますので、何を第一優先にするかということ、子供です。子供と、そしてその後ろにいらっしゃる保護者ですので、子供、保護者の意見を真摯に受け止めながら、私ができることを町長部局と連携しながらやっていきたいというふうに思っています。以上でございます。

〔「まだありませんか」の声あり〕

○教育長（早崎京子君） 大丈夫です。

○議長（野村永一君） 以上で、6番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

次に、7番 吉田太郎君。

○7番（吉田太郎君） 議長より発言の許可をいただきましたので、部活動の遠征のときの体制について質問します。

令和8年5月6日、福島県磐越自動車道で部活の遠征に向かっていた新潟県北越高校のソフトテニス部員が乗るマイクロバスがガードレールに突っ込み、3年生の男子生徒が車外に投げ出され死亡したほか、運転手を含む多数の生徒が重傷を負うといった大変痛ましい事故が発生しました。

自分の周りでこのような事故が起きると本当に胸が詰まる思いです。被害に遭われた方々には謹んでお悔やみ申し上げます。

報道によりますと、運転手は二種免許を持っていなかったことと、車両が貸切りバスでなくレンタカーであったこと、過去にも同じ高校名義で複数回のレンタカーが借りられたことなどが明らかになっています。学校側とバス会社の説明にも食い違いが生じており、世間の関心は高まっております。

部活動においては、大会や練習試合に伴う遠征が多い中、公共交通の便がよい地方では、バスによる集団での移動が一般的であると思います。遠征時の交通事故は全国的にも過去にも起こっております。貸切りバスの費用の高騰により、顧問の教員が運転するケースも少なくないと聞いております。

また、部活動のほか、学校の課外活動においても現場任せにされ、学校側が把握していないことが多くあると聞いております。

沖縄県那覇市での研修旅行中の高校生を乗せた小型船の転覆した事故がその一例であり、学校側は監督管理体制が不十分であったと謝罪しております。

今回の事故は、学校管理下において、部活の遠征のための移動中に決してあってはならない事故が起こってしまったということで、責任の所在や学校の安全管理体制に問題

があったのか疑問に思うところであります。

部活動の実施に当たっては、生徒の安全確保が何より重要であり、遠征のときの移動も含め、事故防止に万全な措置が必要だと思います。

そこで質問します。

本町の町内の中学部活動の遠征における体制について、生徒の移動方法の現状をお尋ねします。

○議長（野村永一君） 早崎教育長、演台にて答弁。

○教育長（早崎京子君） 吉田議員の御質問に回答させていただきます。

まずもって、福島県において、部活動の移動中に生徒1人の貴い命が失われましたこと、大変痛ましい事故が発生したことにつきまして、教育に携わる者として重く受け止めています。亡くなられた生徒に哀悼の意を表すとともに、御遺族の皆さんに心よりお見舞い申し上げます。

本町の学校においての現状について、各部活動によって実態は異なりますが、部活動遠征や大会参加時につきましては、基本的には保護者の送迎をお願いしているほか、公共交通機関を利用して移動を原則としております。

ただし、飛騨方面や東濃方面といった遠隔地の場合は、必要に応じてバス会社にバスを手配し、借り上げバスを使用して対応しているのが現状であります。

なお、本町においては、福島県で発生した今回の事故のように、レンタカーを借りて移動している現状はございません。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 吉田太郎君。

○7番（吉田太郎君） 現状についてお答えいただき、ありがとうございました。

練習試合などの遠征は、保護者の責任の下、保護者の送迎をお願いしているとのこと、また、中体連などの大会においては、バス会社からバスの手配を依頼し、借り上げバスを利用しているとの現状をお聞きしました。

本町の学校では、今回の事故のようなレンタカーではなく貸切りバスを利用しているとのことと安心いたしましたが、貸切りバスを利用するとなると、その場合の交通費など現状も気にかかるころではあります。

そして、部活動の遠征等実施するに当たり、安全確保のために十分に万全を期す必要があると思います。

そこで再質問いたします。

部活動の遠征において、貸切りバスなど利用する際の交通費のほか、宿泊が伴った場合の宿泊費など、遠征に係る費用は保護者の経済負担が大きいのではないかと心配です。費用負担はどのようになっているのかをお伺いします。

また、引き続き生徒の安全確保に十分に万全を期す今後の対応をどのように考えてい

るかをお伺いします。

○議長（野村永一君） 早崎教育長、自席にて答弁。

○教育長（早崎京子君） 吉田議員の再質問に回答させていただきます。

部活動の一環として行う体育的各種競技の県大会以上の校外試合または文化的活動の各種コンクール等の大会等に参加した場合、生徒派遣費助成金として参加に必要なとなる経費の一部を町から助成し、保護者の経済的負担軽減を図っております。

具体的には、移動に係る経費として、鉄道や路線バス、借り上げバス等を利用した場合の交通費のほか、大会登録に関わる大会参加費を町から助成しております。

また、宿泊が伴う場合は、宿泊費の一部を助成しております。

一方で、移動に伴う事故のリスクは、どのような移動方法であってもゼロにはできません。部活動の実施に当たっては、生徒の安全確保が何より重要であり、遠征等の移動を含めて事故防止等に万全の措置が必要だと考えています。

今回の事故を決して他人事と捉えることなく、改めて部活動における移動の安全確保について確認を進めているところであります。

今回の事故を受けて、集合、解散時の安全確認や移動時のルールを徹底するほか、保護者との密な連携など、安全管理を徹底することが重要だと考えています。

本町においても、移動方法や安全対策について改めて点検を行い、子供たちの命と安全を最優先に、安心して活動に参加できる環境づくりに努めてまいりたいと考えています。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 吉田太郎君。

○7番（吉田太郎君） 部活動を含め、学校における校外活動を含めた児童・生徒の安全確保については、各学校ごとにおいて危機管理マニュアルが義務づけられていると思いますので、今回の事故を受け、改めて内容を確認していただき、共通理解を図っていただくことが大事だと思います。

今回の事故は決してあってはならない事故であります。顧問任せにすることなく、教育委員会や学校組織全体でしっかり連携していただき、生徒の安心・安全の確保を徹底いただくことをお願いして、私の再質問を終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、7番 吉田太郎君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時30分といたします。

（午前10時17分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、8番 早崎百合子君。

○8番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い、2項目につ

いて質問させていただきます。

1 項目、熊被害が相次ぐ中、町の安全対策についてと、2 項目、ヘルプマークの普及啓発と支援体制についてお伺いいたします。

初めに 1 項目め、熊被害が相次ぐ中、町の安全対策についてお伺いします。

近年、全国的に熊の出没被害が急増しており、山林の餌不足や、里山管理の後れ、さらには人里への熊の慣れなど、複数の要因が重なり、従来よりも熊が生活圏に現れやすい状態になっていると感じています。近隣市町でも、熊被害が出ていると聞き及んでいます。町民の方からも、山里の道路が心配、畑に入りづらいといった不安の声が寄せられています。被害が起こってからでは遅いので、町ではどのように安全を守るのか、本町の熊対策として、3 つの観点から質問させていただきます。

1 点目、被害を未然に防ぐ予防の強化について。

まず、熊を人里に寄せないための環境づくりについてです。生ごみや放任果樹、管理されていない農地、熊を呼び寄せる最大の要因です。町として、ごみステーションの適正管理や生ごみの野外放置禁止の啓発、放任果樹の撤去支援、さらに電気柵設置などへの補助など、予防策の強化が不可欠と考えられます。これらの予防策を本町としてどのように位置づけ、今後どのように進めていくか、お聞かせください。

2 点目、出没時の迅速な情報発信について。

熊の出没情報の伝達方法についてお伺いします。熊が目撃されても、住民に情報が届くまでに時間がかかるとその間に事故が起こる可能性があります。防災無線、メール配信、LINE など複数の手段による即時発信が求められます。また、通学路や高齢者の生活圏を踏まえた熊出沒危険箇所マップの整備も重要です。出沒情報の即時共有体制をどのように改善していくのか、また危険箇所マップの作成や周知について町のお考えをお伺いします。

3 点目、緊急時の対応力の向上について。

出沒時の現場対応体制についてお尋ねします。現状、行政、猟友会、警察との連携は図られているものの、出沒確認から住民避難、捕獲の可否判断まで、迅速で明確な初動ルールが整っているとは言い切れない部分もあります。対策協議会の機能強化や担当部署の連携強化、そして地域住民と共に行う見守り体制も不可欠です。熊出沒時の初期ルールの明確化、関係機関の連携強化をどのように進めるのか、町としての方針をお聞かせください。

以上 3 点について、見解をお伺いします。

○議長（野村永一君） 田中産業観光課長、演台にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（田中義康君） 熊対応について、詳細な内容に関する御質問でございますので、私のほうから回答させていただきます。

1 点目の、被害を未然に防ぐ予防の強化について回答いたします。

一般的に、熊を誘引する原因として、日常的に管理されておらず放置された農地にある作物が上げられます。その対策といたしまして、農業委員会による遊休農地のパトロールや耕作放棄地の適正管理の推進を通して対応を行っております。

また、ごみステーションの適正管理についても、地元の皆様をお願いしながら、適正な運用管理を推進しております。さらに本町では、山際の地域において防護柵を設置しており、令和7年度末時点で養老町内11か所、総延長約1万2,500メートルの防護柵を設置しております。

現時点で、電気柵の設置等に関する地元からの要望はございませんが、その効果等を注視しながら、必要に応じて活用を検討してまいりたいと考えております。

今後も、地元鳥獣被害防止対策協議会と連携し、継続的な施設の管理点検を実施し、予防対策の強化に努めてまいります。

2点目の、出没時に迅速な情報発信について回答いたします。

情報発信方法については、平常時には町ホームページにより随時注意喚起を実施しております。熊による被害を防止するためには、危険情報が速やかかつ正確に伝わり、町民の皆様が近づかない、退避するといった行動を取っていただくことが重要であります。熊の出没時には、防災無線、安心防災メール、公式LINEなど、あらゆる媒体を用いて迅速に情報を発信してまいります。

また、一部町内の学校においては、熊出没時の対応チェック表を作成しており、学校に目撃情報が寄せられた場合の対応についても取決めを行っておるところでございます。

また、園児・児童及び生徒の保護者の皆様に向けては、熊出没時の対策に関する注意喚起チラシを町ホームページに掲載し、万が一熊に出会ってしまった場合の対応についても周知を行っております。

情報共有の面では、熊目撃情報の集約の必要性が上げられます。このことについては、岐阜県が整備しております県域統合型GIS「クママップ」に出没情報の登録を行うことで、養老町だけでなく岐阜県内全域で横断的に情報共有を行っております。

熊の目撃情報があれば、担当職員が現場に臨場し、状況確認を行った上で、養老警察署への情報共有、岐阜県西濃事務所への応援要請、養老郡猟友会への駆除依頼を行い、速やかに現状把握に努め、指揮系統を構築し、迅速な情報発信に努めてまいります。

3点目の、緊急時の対応力向上についてでございますが、本年も徐々に暖かくなってまいりまして、全国的に熊の目撃情報が増加している状況にあります。令和7年9月1日に施行された鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により、熊やイノシシの出没時、一定の条件下に限られますが、銃器を使用して捕獲する緊急銃猟が可能となりました。緊急銃猟の実施に当たっては、町民の十分な安全を確保した上で実施することが必要となります。

本町の体制といたしまして、新たに産業観光課を中心として、緊急時に迅速な対応が

図れるよう、庁内関係課と情報共有や連携体制の強化を進めておるところでございます。

今後は、地域との連携体制を構築するため、区長を中心とした連携会議の開催を予定しております。また、養老警察署や養老郡猟友会、岐阜県関係機関の皆様にも御参加いただき、連携の下、初動対応ルールの明確化や連携強化を図ってまいります。以上でございます。

〔８番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 早崎百合子君。

○８番（早崎百合子君） 当町において熊が出没した場合における、町の執行部側の体制や、関係機関との連携について伺いすることができました。ありがとうございます。

再質問いたします。

日本各地において出没している熊の人身被害への懸念や不安が非常に高まっており、特に児童・生徒や通学路や高齢者の生活圏での人身被害が心配です。

今後、町を担う小学生や中学生、高齢者など避難が難しい世代へどう啓発した対策などに取り組んでおられるのかを教えてください。

○議長（野村永一君） 田中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（田中義康君） 再質問をいただきましたので、私のほうから回答いたします。

議員御指摘のとおり、本年４月以降、熊の出没情報も全国的に多く耳にするようになってまいりました。県内でも、揖斐川流域地域において５月以降、多くの目撃情報が寄せられ、今日現在においても、地元自治体において警戒態勢を強めておられると聞き及んでおります。被害を防ぐために必要なことは、危険である情報をいち早く正確に伝え、近づかない、退避していただくことを発信する予防的措置が重要であると考えております。

本町におきましても、事前の注意喚起を含めた日頃からの啓発活動として、こども園、小・中学校のお子様や保護者に向けては、町ホームページにより周知してまいりますし、岐阜県の作成した熊に関する注意喚起チラシやポスターなども活用してまいりたいと考えております。万が一、熊の目撃通報があった場合には、迅速な情報発信を行うとともに、通学路や生活道路の安全確保等に資するよう、養老警察署並びに学校関係者、自治会や民生委員など、関係機関とも密に連携し、住民の方が適切な避難行動を取れるよう努めてまいります。以上でございます。

〔８番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 早崎百合子君。

○８番（早崎百合子君） 丁寧な説明ありがとうございました。

町民が安心・安全に生活するためには、町から情報発信を受ける側の町民の体制も重要となりますので、防災無線や町の公式LINEなどの情報を受け取ることのできる準

備も進めていただく必要があると考えます。町の執行におかれましては、様々な対策を講じていただき、継続的に町民が安心・安全の生活が過ごすことのできるよう努めていただきたいと思います。

2 項目めの質問に移ります。

続きまして 2 項目め、ヘルプマークの普及啓発と支援体制についてお伺いします。

ヘルプマークは、外見からは分かりにくい障がいや疾病、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方が周囲に知らせるためのマークであります。

近年、全国的に普及が進められておりますが、一方で見たことはあるが意味は知らない、どのように声をかけたらよいのか分からないといった声も多く聞かれます。特に、内部障がいや発達障がい、精神障がい、難病などは、外見から理解されにくく、周囲の無理解によって生きづらさを抱えておられる方も少なくありません。また、災害時には、避難所生活や移動の際に支援が必要であるにもかかわらず、周囲に伝えられず、困難を抱えるケースも指摘されております。

岐阜県においても、ヘルプマークの配付が行われておりますが、真に必要な方に行き届き、地域全体で理解を深めていくことが重要であると考えます。

そこで、3 点についてお尋ねします。

1 点目、ヘルプマークの周知状況について、町としてヘルプマークに対する住民への周知啓発はどのように行っているのか、お伺いいたします。

2 点目、配付状況と相談体制についてお尋ねします。

町内においてヘルプマークの配付状況、また必要とされる方への案内や相談対応はどのように行われているのか、お尋ねします。

3 点目、災害時支援との連携についてお尋ねします。

災害時において、ヘルプマーク利用者など配慮が必要な方への避難支援や避難所対応について、どのように取り組んでいくのか、見解をお聞かせください。

○議長（野村永一君） 無藤健康福祉課長、演台にて答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（無藤宣宏君） 早崎議員の御質問に対しまして、私のほうから御回答させていただきます。

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう、平成24年10月、東京都で作成、配付が始まったマークです。

本町におきましては、岐阜県のヘルプマーク配付ガイドラインに基づき、障がい種別、等級、病名等の条件はなく、申請や障害者手帳、身分証明書等の提示も必要とせず、御希望の方に窓口にて配付しているのが現状でございます。

1 つ目の御質問の周知につきましては、県のホームページや手帳を取得されたときに

お渡しする障がい者福祉の手引等で周知が図られており、当町では健康福祉課の窓口においてチラシを掲示、配布するなどして周知を図っております。

2つ目の御質問の本町における配付状況でございますが、令和6年度は75個、令和7年度が86個、令和8年度は5月末までに18個配付してございます。

必要とされる方への案内や相談体制についてですが、健康福祉課窓口において配付しておりますので、保健センターや地域包括支援センター等の町内施設に問合せがあった場合は御案内しております。

また、西濃県事務所福祉課や岐阜県庁障害福祉課においても配付しておりますので、必要に応じて御案内しております。

相談体制につきましては、健康福祉課に基幹相談支援センターを設置しているほか、精神障がい者対応施設2か所、知的障がい者対応施設2か所の委託相談支援事業所と契約をしております。また、知的障がい者相談員、身体障がい者相談員を任命し、様々な相談にも対応していただける体制となっております。

過去に、ヘルプマークの取得を御希望の方で、具体的な相談に至った事例はございませんが、町の支援等が必要な相談があった場合には、適切に対応してまいります。また、既に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方や、自立支援医療の給付を受けていただいている方等で、平素の生活において周囲の配慮を必要とされ、希望される場合はヘルプマークをお渡ししております。

3つ目の御質問の災害時支援との連携については、緊急時の情報共有を図るため、養老町避難行動要支援者名簿作成等取扱要綱に基づき、該当の方へは、避難行動要支援者名簿への登録及び個別避難計画の作成をお願いしております。

災害時に支援が必要な方について登録を行い、消防機関、区長、民生委員等の避難支援関係者に情報提供を行うものです。

重度の障がいの方や独り暮らしの高齢者の方には、町より御案内させていただいておりますが、ヘルプマークをお持ちの方で、第三者の支援を必要とする在宅の方であれば登録が可能な場合もございますので、今後も制度の周知を図っていきたいと考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 早崎百合子君。

○8番（早崎百合子君） 執行から、丁寧な御回答ありがとうございました。

再質問を2点いたします。

1点目、養老町におけるヘルプマークについての現状や取組については理解することができました。周囲の人間が必要としている人に援助や配慮の手を差し伸べるために、気づきに至るまでにはヘルプマークの今まで以上の周知啓発が必要であると考えます。そのため、今後の町の考えをお尋ねします。

2 点目、視点を変えて、学校教育での理解促進について。

子供の頃から多様性の思いやりの心を育むことが重要と考えます。学校教育の中で、ヘルプマークや見えにくい障がいへの理解、促進をどのように進めていくのか、教育長の見解をお伺いします。

以上、質問いたします。

○議長（野村永一君） 無藤健康福祉課長、自席にて答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（無藤宣宏君） 早崎議員の再質問の 1 点目につきまして、私のほうから御回答させていただきます。

ヘルプマークの制度を始めた東京都が、令和 5 年度に行った調査によると、ヘルプマークを知っていたか聞いたところ、意味も含めて知っていたが 66.5%、見たことや聞いたことはあるが詳しい意味は知らなかったが 25.8%と、知っている人の割合は 9 割を超えているという結果でした。

養老町においては調査を行っておりませんが、今以上に配慮を必要とされる方が安心して住みやすいまちにするためには、ヘルプマークを必要とする人にその存在を知っていただくこと、またヘルプマークを持っている人を見かけたら、どんな配慮や援助ができるかを考え、行動できる人が増えるよう、今後、広報「ようろう」やホームページなどでさらなる周知啓発を図ってまいります。以上でございます。

○議長（野村永一君） 早崎教育長、演台にて答弁。

○教育長（早崎京子君） 早崎議員の 2 点目の再質問について回答させていただきます。

学校教育におきましては、障がいの有無に関わらず、互いの違いを認め合い、支え合う心を育むことは重要な教育課題であります。そのため各学校では、特別支援教育や人権教育の取組を通して、多様な人々への理解を深める学習を進めております。

特に、発達障がいや内部障がい、難病など、外見からは分かりにくい、見えにくい障がいについては、本人の困り感が周囲に伝わりにくく、誤解や偏見につながることもあります。

こうしたことから、児童・生徒が障がいについて正しく理解し、困っている人に自然に声をかけたり、思いやりのある行動を取ったりできるように指導していくことが大切だと考えております。

今後もヘルプマークの趣旨や見えにくい障がいへの理解について、発達段階に応じた学習機会の充実を図るとともに、一人一人の違いを尊重し、誰もが安心した生活ができる共生社会の担い手を育てる教育を邁進してまいります。以上でございます。

〔 8 番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 早崎百合子君。

○ 8 番（早崎百合子君） ヘルプマークは、助けてくださいと伝えるだけではなく、周囲が気づき、支えるための大切なコミュニケーションツールであると考えます。

しかし、マークを持っていたとしても理解されないのではないかと、周囲の目が気になるなどと感じ、使用をためらう方もおられます。

そこで重要なのは、地域全体での理解であります。学校教育においては、誰もが安心した生活ができる共生社会の担い手を育てる教育の推進をしていくということでございましたので、よろしくお願いをしておきます。

支え合う地域づくりを進めることが大切であると考えますので、ヘルプマークの啓発推進を通じて、お互いに思いやりの心を育み、人と人が支え合うまちづくりを進めていただくようお願いをして、私からの質問を終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、8番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

次に10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 発言の許可を得ましたので、2点について、通告に基づいて質問をいたします。

まず1点目、みらいシートの普及についてを質問いたします。

みらいシート、初めてお聞きになる方もあろうかと思いますが、みらいシートとは、障がいを持った子供が、地域の中で将来自分らしく希望する生活をしていくため、お金などで困らない準備や、生活の場の確保や、日常生活での困ったときの支援体制についてまとめたものであります。

養老町においては、健康福祉課、障がい者基幹支援センター、養老町障がい者相談支援事務所がみらいシートの事業施策に対応しております。

この事業は、障がいを持つ親が高齢になって支援ができなくなったり、また親が亡くなった後の課題に対して、保護者の強い要望で、2年ほど前、養老町が独自で開発したすばらしい事業であると私は考えております。

昨年、飛騨市へ研修に行った折にも、飛騨市の担当者が大変興味を持たれ、また他の自治体においても、この養老町のみらいシートを手本に、参考にされていると聞き及んでおります。

私ども知的障がい者親の会、れんげの会では、親亡き後の障がい者本人が安心して生活できるよう、またどのような施設へ入所が可能かなどを研修しております。今年度においても、このみらいシートの研修会を計画しております。

このすばらしいみらいシートの事業施策の普及に対して、次の質問をいたします。

1点目でございますが、令和5年度の身体、知的、精神の3障がいの手帳の交付状況は、身体が1,120人、知的が246人、精神が304人となっておりますが、現在の交付状況はどのようになっているかをお尋ねします。

2点目は、親が認知症になって本人の支援ができなくなったとき、また親が亡くなった場合の行政の対応はどのように考えておられるか。

3点目ですが、福祉作業所、グループホームを退所せざるを得なくなった場合、行政

側の対応はどのようになっておるか。

4点目は、不登校やひきこもりの保護者に対しても、子供さんの将来の生活や年金の課題等、多くの悩みがあると推察をいたしますが、このみらいシートは大変重要であると考えますが、町としての考え方をお尋ねいたします。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、演台にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 松永議員の御質問につきましては、私から回答させていただきます。

1点目の養老町の障害者手帳の交付状況でございますが、令和7年度末で、身体障害者手帳1,119人、療育手帳286人、精神障害者保健福祉手帳351人となっており、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳については年々増加しております。

また、近年では高齢期を迎える障がい者の方が増加しており、障がい者福祉サービスから介護保険サービスへの切替えが必要となるなど、支援の在り方についての課題があります。

2点目の障がいを持った子供の親が支援できなくなったり、親が亡くなったときの対処については、障がいのある方が親亡き後にも住み慣れた地域で引き続き安心して暮らせるよう、将来の生活に向けた不安を軽減するための一つ的手段として、当町ではみらいシートの活用を進めています。

現時点での状況を把握し、中長期的な視点で未来の希望する暮らしについて考えることで、現在取り組んでおくことが具体的に把握できることから、将来に不安のある障がい者とその保護者の方に非常に有効な取組であると考えます。

障がいが重度であるほど、生活の希望や支援のニーズを自分から伝えるのが困難となる場合もありますが、周りの関係者が障がいのある方の思いを理解して共有することが重要となってくると考えられます。

そのため、日頃よりみらいシートだけではなく、成年後見人制度等を利用するなど、将来の不安を少しでも軽減していただけるよう、制度の周知を進めていきたいと考えております。

3点目の、福祉作業所、グループホームを退所しなければならない状況となった場合の対策についてですが、そのような施設に入所している方が、様々な事情により今の居場所から移らざるを得ない状況も発生することも考えられます。そのような場合の支援においては、障がい福祉、高齢福祉、医療など、包括的なネットワークによる支援体制の整備が必要とされており、当町でも健康福祉課内に設置しております基幹相談支援センターの相談員を中心とし、状況に応じて関係機関が連携、情報共有を行い、次の必要な支援につなぐ包括的な支援体制の整備をしております。

また、西濃圏域において地域生活支援拠点の登録を進めており、親亡き後や、御質問にあるような状況となった場合などの緊急時にも、障がいのある方を地域全体で支える

体制の構築を進めてまいります。

4点目のひきこもりの方への対応についてですが、当町では令和4年度より、毎月、中央公民館において、ひきこもり相談を開催しています。令和7年度は4件でございました。

また、今年度より広域で、西美濃地域メタバース相談室を開催しております。医療機関や発達支援センターを相談先として紹介しております。

中高年のひきこもりの方で将来に不安がある方については、障がいをお持ちの方と同様にみらいシートの作成が有効であると思われますので、相談等があった際には活用を進めてまいります。

ひきこもりの方については、家族が隠したい、現状で特に困ることがない、干渉されるのを本人が好まない等、状況により町で把握することが困難な場合がほとんどであると考えられます。そのため、広報「ようろう」やホームページ等の情報媒体でのひきこもり相談やみらいシートの周知を通じて、ひきこもりの方を把握し、必要な支援につなげてまいります。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 今、スライドに映っておりますのは、みらいシートの見本です。ちょっと見にくいと思いますが、ここに私、原本を持っておりますが、本人の生活状況、かかりつけのお医者さん、そして未来の希望する暮らし、そして親、保護者さんの未来への思い、本人の思いというような欄もございまして、家族の相談等のできる親族を掲載するような制度になっております。

これについては、私どもれんげの会ではもう2年前から研修をして、みらいシートを提出しておる方々も数人お見えになります。

ほかの身障協会、また精神障がいを持たれた方、またひきこもりの親さん等に対しても、これは非常に必要であると私は考えております。

地域の中で福祉を支援されておりますのが民生委員さんです。民生委員さんは、地域の状況を非常に把握しておられまして、特に災害弱者の方の名簿も民生委員さんは把握をしておられますので、民生委員さんの研修会でも、ぜひこのみらいシートの研修を取り入れていただいて、相談があった方に対しては、ぜひこれを記入していただいて、町、それから町の福祉課、それから包括、それから社会福祉協議会、この行政としっかりと連携を取っていただいて、安心して住めるような、そういう施策を取っていただきたいと思います。

特にそういういろんな団体ではなく、個人的に相談があった場合、特に不登校の方の保護者、そしてひきこもりの親さん等はなかなか相談が表へ出てこないと思いますが、そういう相談があった場合には、このみらいシートを提示していただいて、将来どうし

たらいいか、特にひきこもりの方は無年金になる可能性がありますので、発達障がいの方は精神障がいの手帳をもらえます、医者が書いてくれれば。私の子供の孫も1人、発達障がい学校へ行けませんでした、医者へかかっておりましたので、小学校のときから、医者が精神障がいの手帳を交付してくれまして、まだ今19歳ですので、保護者にいわゆる扶養の補助金をいただいておりますが、二十歳になれば、二十歳前障がいを認定されて、また医者の判定が要りますが、それができれば障害年金が受けられるというようなことになりますので、ぜひそういうことも含めて、このみらいシートの指導をぜひしていただきたい。

このみらいシートは大変有効であると考えますので、この民生委員さんに対しての研修会等に関して答弁をいただきたいと思います。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） それでは、松永議員の再質問についてお答えさせていただきます。

現在、みらいシートについては、知的障がい者の親の会、れんげの会の会員の方を中心に作成を進めていただいております。一方で、令和7年度に障がい者の方を対象に実施したアンケートを見ますと、みらいシートの認知度は残念ながら非常に低い結果でありました。他の団体に属されている障がい者の方や、団体に属していない障がい者の方におかれましても、将来への希望や不安といったものは同じであるかと考えます。

障がい者の方が今後も引き続き安心して養老町で暮らしていけるよう、みらいシートについて今まで以上に普及させていく必要があると存じます。そのために、地域に根差した活動をされている民生委員・児童委員さんや、地域福祉推進員の方に御協力をいただき、個人的な相談があった場合には、みらいシートについてお伝えいただき、作成につなげていけるよう協力を依頼してまいります。

また、個人や団体からみらいシートの作成の指導について依頼があった場合も、健康福祉課、社会福祉協議会、地域包括支援センターにおいて指導できる体制を構築し、相談先として周知してまいりたいと存じます。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） この3月に障がい者の地域支援協議会が開催されまして、船戸先生が座長の会でございますが、その場でもみらいシートの話が出まして、身障協会の方や船戸先生も、初めてこれを聞いたというようなことがございましたので、ぜひみらいシート、私はすばらしい政策だと思いますので、普及の啓発をしていただくことを要望しておきます。

次に、五三川の護岸工事の今後の対策についてを質問いたします。

五三川は、養老町下笠の細池から南下して、大場、瑞穂、釜段、大巻、小坪を経て、

揖斐川と津屋川に合流をしております。五三川の始まりは寛文11年、西暦で1671年から翌年にかけてつくられております。この1671年といいますのは、下笠に代官所があった時代でございます。自然流路を利用してつくられた下笠輪中落江（五三落江）です。旧五三川は、明治30年頃までは津屋川と揖斐川へ自然落水しておりましたが、揖斐川沿いに五三小坪排水機が設置され、人工的に整備をされました。

大正8年には、五三組合が結成され、組合による悪水の排水が管理されていまして。昭和29年の町村合併によって、各輪中の水害予防に関する事業については、養老町に一本化され、五三川はその後、岐阜県の1級河川となりました。

五三川は、流域の集落の生活の一翼を担って、漁業をなりわいとされていた方もお見えになりました。

しかし、現在ではブラックバス釣りの、全国でも本当に有数の有名な河川となって、全国から釣り客が年間10万人近くも来ておられるのが現在です。

そこで次の質問をいたします。

1点目は、5年ほど前に、大場橋から瑞穂橋までの左岸において、蛇籠による護岸工事が実施されました。私が聞いておりました当初は、大場橋から瑞穂橋までが実施されると聞いておりましたが、4年ほど前、途中で工事が中断されて、そのままになっておるのが現状です。これ、ちょっと見にくいですが、蛇籠で護岸工事がされております。これが境目で、ここから下流が現在まだ工事がされていない、こういうような現状になっております。それで、今後の事業計画についてをお尋ねいたします。

2点目は、2年前に国の災害復旧対策の工事として、大代地内の護岸工事が実施され、完了いたしました。この区間は、昭和初期の石積みの護岸でした。まだこの昭和初期の石積みの護岸が、大代地内、釜段地内の一部に残っており、脆弱な箇所も見られます。

これが、右のほうで、護岸工事が終了したところで、左がまだ以前の護岸でございます。この下が昭和初期の石積みになっておりまして、この対岸の釜段地区においても尾張橋から下流は護岸工事がされておりますが、尾張橋から上流についてはまだ戦後の、昭和初期のままの護岸になっておりますので、今後どのようにこの工事が継続されるかをお尋ねいたします。

3点目については、大場地内から瑞穂橋までの五三川ののり面の管理についてお尋ねいたしますが、大場地内の護岸ののり面のブロックが、このように陥没しておるところも数か所見られます。また、蛇籠は、先ほど言いました護岸工事がされておりますが、繊維の蛇籠でございますので、昔の蛇籠は皆さん御存じかと思いますが、針金でできた頑丈な蛇籠ですが、現在はこのネットでできた繊維の蛇籠ですので、これも5年ぐらいたっておりますが、こういう箇所が数か所見られております。

またこれは、五三川の大場橋から瑞穂橋までの堤防の現状ですが、これ亀裂が入っております。5センチほど亀裂が入っておりますが、こういう箇所も見られますので、

こういう管理について、県と養老町が管理しておると聞いておりますが、どこまでが養老町で、どこからが県なのか、そしてその連携はどのようにされているかを質問いたします。以上です。

○議長（野村永一君） 近藤産業建設部参事、演台にて答弁。

○産業建設部参事兼建設課長（近藤晴彦君） 松永議員の御質問の1点目から3点目につきまして、まとめて回答させていただきます。

1点目の、大場橋から瑞穂橋までの護岸工事につきましては、議員の御説明のとおり、地域からの要望により、長年の侵食により護岸が崩れるのを防ぐため、河川管理者である岐阜県大垣土木事務所において、大場橋下流の左岸約730メートルの区間と、右岸約780メートルの区間において、護岸工事が実施されております。

町におきましては、地域からの要望を踏まえ、毎年、県大垣土木事務所へ町からの土木要望として、護岸工事を実施いただくよう要望しております。県大垣土木事務所からは、引き続き護岸工事を推進するという回答がありましたが、進捗は県の予算状況によるため、具体的な実施時期は示されておられません。

今後とも、大場橋から瑞穂橋までの区間において、工事が終わるまで町として強く要望してまいりたいと考えております。

2点目の、大代、釜段地内での五三川の護岸工事につきましては、令和5年の台風2号による大雨の影響で護岸が崩れる危険な状況になったことから、河川管理者である県大垣土木事務所において、災害復旧工事として護岸工事が実施されております。

県大垣土木事務所に、大代、釜段地内の護岸工事の継続について伺ったところ、令和5年に実施した護岸工事により対策が必要な箇所がなくなったことから、現時点において工事を実施する予定はないと回答がありました。

3点目の、堤防の保守管理につきましては、大場橋から瑞穂橋について、五三川の右岸堤防道路は町道認定されており、道路パトロールなどにより亀裂や陥没などの異常があった場合は、町において修繕などを実施いたしております。また、五三川の左岸堤防につきましては、堤防道路とのり面護岸、ともに河川管理者が管理しており、道路に亀裂や陥没などの異常があった場合は、県大垣土木事務所が修繕などを実施いたします。

五三川につきましては、河川ののり面などを含め、河川堤防全体の管理者は、県大垣土木事務所となりますが、河川の護岸や道路などに異常が発見された場合には、速やかに町と県が連携して適切な対処に努めてまいりたいと考えます。

〔10番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 大垣土木事務所に毎年要望しているということで、具体的な実施時期の明示はないということですが、また大代地内において、災害復旧工事を終了し、危険箇所がないというようなことですが、先ほども申しましたよう

に、これの前後については昭和初期の石積みの護岸でございますので、非常に脆弱になっております。特に地域からの要望も強くありますので、漏水や堤防の侵食の危険性も多くあります。

今後の町の考え方に対して、町長の見解を求めますが、よろしくお願いします。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君、演台にて答弁。

○町長（川地憲元君） 松永議員の再質問に御回答をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、河川の護岸は河川を維持保全していくために非常に重要な工作物であるというふうに考えております。

町といたしましても、日頃より道路パトロールなどを実施しておりますが、地域で護岸や道路などの異常が発見された場合は、いろんな方から町に速やかに連絡をいただいておりますというふうに思っております。護岸などの問題が発生した場合、先ほども回答いたしましたけれども、町と県と連携を密にしながら対策を講じてまいるということでございます。

引き続き、国や県に対しまして、河川の護岸工事等の継続につきまして強く要望させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 県が管理ということで、養老町も特に地元からこういうような要望があった場合、しっかりと県へ行っていただいて、迅速に対処していただくことを切に要望して終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、10番 松永民夫君の一般質問を終わります。

次に、3番 西脇康君。

○3番（西脇 康君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づいて質問いたします。

地域自治町民会議は、地域住民が主体となり、地域課題の解決や地域活動に取り組み、重要な組織として設置しております。

少子高齢化や人口減少が進む中、行政だけでは対応が難しい課題も増えております。地域住民による自主的な活動や地域コミュニティーの維持強化はますます重要になっていきます。一方で、設立から一定期間が経過し、役員の担い手不足や会員の高齢化、活動の固定化など課題も指摘されております。

そこで、地域自治町民会議の現状と今後の方向性について、5点で質問いたします。

これは、笠郷地域の10年ということで、4月に総会をやった映像になります。

1点目は、現在、町内各地域自治町民会議の活動状況をどのように評価しているか、お伺いいたします。また、各会議が抱えている課題について、町としてどのように認識しているのかをお聞かせください。

2 点目は、自治会や各種団体との役割分担が分かりにくいとの声も一部で聞かれています。地域自治町民会議の設置目的や役割について、改めてどのように整理し、住民への周知をしていく考えなのかをお伺いいたします。

3 点目は、近年、人口減少や高齢化が進む中で、役員や活動の担い手不足が深刻化している地域もあると聞いております。今後、地域自治町民会議を持続的に運営していくため、担い手育成や若い世代の参加促進について、どのように施策を考えているのかお伺いいたします。

4 点目、デジタル化が進む中で、地域活動においても SNS やオンライン会議などの活用を求められます。地域自治町民会議の情報発信や会議運営の効率化に向けて、デジタル技術の活用、支援について、どのように考えているのかお伺いいたします。

5 点目、地域自治町民会議は、今後の地域づくりの中核を担う組織だと考えております。しかしながら、人口減少や社会環境の変化により、将来の活動形態では継続が難しくなることも予想されます。そこで町として、今後 5 年後、10 年後を見据えて、地域自治町民会議をどのような組織として発展させていこうとしているのか、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（野村永一君） 中島総務部参事、演台にて答弁。

○総務部参事兼企画財政課長（中島和哉君） ただいまの西脇議員の 1 点目から 4 点目の御質問につきましては、地域自治町民会議についての具体的な内容となりますので、私のほうから御回答させていただきます。

まず 1 点目の、各地域自治町民会議の活動状況に対する評価等でございます。

地域自治町民会議につきましては、平成 27 年 4 月に上多度地域自治町民会議が町内で初めての自治町民会議として設立されました。その翌年設立された笠郷地域創生自治町民会議は、今年 4 月に設立から 10 年を迎えられ、さらにその翌年には広幡地区、令和 4 年 1 月には養老地区、同年 10 月に日吉地区、令和 6 年 4 月には多芸東部地区で設立され、これまでに町内 11 地区のうち 6 地区で設立がなされております。

また、未設置の地域のうち、多芸西部地区では設立に向けて具体的な協議が始まっております。

各地域の活動については、地域によって組織の体制は様々ですが、部会や運営委員会、役員会などで地域の皆さんが主体となって詳細な事業内容を話し合い、検討し、その実情に応じて、また地域の特色や文化などを生かしながら、工夫を凝らして活動していただいております。

それが、地域課題の解決のための新たな事業の立ち上げや交流の場の創出、次回へ向けて見直しが行われるなどといった積極的な活動につながっており、議員もおっしゃられるとおり、地域コミュニティの維持強化がますます重要になる中、その形成に大きく寄与されていると評価しております。

なお、それぞれの地域自治町民会議が抱えている課題については、各地域に配置している担当職員から会議や行事等に参加するたびに状況報告がなされており、2点目と3点目の質問にもございましたが、意義の周知の問題、それから担い手の問題や若い世代の参画、事業への一般住民の参画などが共通の課題であると認識をしています。

その中で、2点目の設置目的の整理と住民への周知についてでございますが、地域自治町民会議では、地域内の各種団体のネットワーク化を図り、団体の枠を超えて地域課題の解決に向けて話し合い、一緒に活動するための場があることが大きな特徴であり、これが地域のことは地域全体で助け合いながら住み続けられる地域づくりを行い、地域と行政が一緒になって取り組む活動の基盤となります。

役割分担が分かりにくいとのごことでございますが、人口減少、少子高齢化によって、今までのように個々の団体だけでは活動を継続することが困難になりつつある中で、地域自治町民会議においては、これまでの役割分担にとらわれることなく、地域全体で協力し、助け合うことを設置目的の一つとしております。こうした設置目的や役割の住民への周知につきましては、引き続き地域自治町民会議の設立に向けた説明会等で、区長をはじめ各種団体の代表者など、地域活動の中心となる方々に御説明してまいりますし、出前講座でも地域自治町民会議についての講座を御用意しております。

また、地域自治町民会議が設立されている地区では、地域担当職員を配置しておりますので、各種会議等に出席した際などにも必要に応じて御説明をまいります。

次に3点目、若い世代、担い手の育成についてでございます。

人口減少、少子高齢化が進行する中で、地域活動の担い手の確保は、地域自治町民会議の範囲に限らず、多くの団体で共通の課題となっております。そして、地域のつながりや顔の見える関係は、平時の見守り機能だけでなく、大規模災害の発生など、緊急時における共助としての機能も併せ持っていることから、強固なコミュニティ形成の根幹をなす担い手の確保は大変重要となっております。そして、これを実現するには、地域で見守り育てた子供たちが、その体験から地域コミュニティの大切さを学び、成長してからは地域との関わりを持ちながら、次の世代や、さらにその次の世代の子供たちを見守り、育てる側の一員となるような地域の循環を創出していくことが有効だと感じております。

これには、3世代交流などの地域の一員としての経験に加えて、日常の中での声かけや挨拶といった小さな積み重ねが、子供たちの貴重な経験として蓄積され、郷土愛の醸成につながるものと考えております。

次に、4点目の地域自治町民会議のDX化に対する支援についてでございます。

現在、地域自治町民会議の情報発信は、地域内の回覧板が中心となっており、事業によっては町防災行政無線や、これに付随して町からのメールやLINEでの通知による場合もございます。

また、自治町民会議の中には、町から交付している地域総合活動交付金を活用してホームページを開設し、各部会の活動内容や地域まちづくり計画を掲載するなど、より積極的な情報発信を行っておられる事例もございます。

デジタル技術の活用には、その運用方針や組織内での合意形成も必要となるかと考えますが、活動の効率化が図られ、地域の活性化にもつながるものであり、導入に当たっては、地域総合活動交付金を活用いただけますので、支援を継続してまいりたいと考えております。私のほうからは以上となります。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君、演台にて答弁。

○町長（川地憲元君） 西脇議員の5点目のほうは私のほうから御回答をさせていただきます。

5年後、その先の自治町民会議についてでございます。

地域自治町民会議につきましては、地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例に基づき、町と対等な立場で地域の課題に対し協働して取り組む組織でございますので、町内11地区全域で設立していただく必要があるというふうに考えております。

人口減少、少子高齢化、変化の著しい社会情勢の中では、地域の課題も多様に変化してきております。従来どおりの体制では、地域コミュニティを維持していくことは困難であり、地域全体で協力し合う新しい体制を構築しなければならないというふうに考えております。

地域自治町民会議の設立によりまして、住民相互で意見を交わし、意識を共有し、目指す方向性に沿って活動を協議していくことで、5年後、その先も地域内でよりよい強固なネットワークが形成され、地域住民同士の活発な交流と助け合いの輪が広がっていくものというふうに考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 西脇康君。

○3番（西脇 康君） 再質問を2点させていただきます。

1点目が、物価高騰などにより地域活動に必要な経費も増加しておりますが、各自治町民会議も継続的かつ安定的、活発に活動している地域の増額もできるような補助制度や財政支援についてお聞かせください。

再質問2点目、令和12年に小学校の統廃合が進む中、自治町民会議の統合も検討しているのか、お伺いいたします。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君、演台にて答弁。

○町長（川地憲元君） 西脇議員の再質問に御回答をさせていただきます。

1点目でございます。地域自治町民会議に対する支援についてでございます。

物価高騰が活動に与える影響は確実にあるというふうに考えております。必要な活動に支障が出ることがないように対応させていただきたいというふうに思います。

また、地域自治町民会議は、町が認定した協働して取り組むための組織であり、地域全体の合意形成が図られた地域まちづくり計画に基づき事業を実施しておられます。そのような組織に対する支援は、地域の活性化に大きな効果をもたらすことが期待されますので、次年度以降につきましても積極的に支援してまいりたいと考えております。

2点目の地域自治町民会議の統合についてでございます。

現在、小学校の再編について検討がされており、中学校区ごとに小学校1校ずつの方針が出ました。区域内には自治町民会議が設置されている地区と、そうでない地区が混在することとなりますし、かなり広い範囲にわたり、スケールメリットよりもコミュニティの希薄化が進行する懸念がございます。このようなことから、学校再編に伴ってコミュニティの再編であります地域自治町民会議を統合する、そういったことを進めることは現段階では考えておりません。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 西脇康君。

○3番（西脇 康君） 地域自治町民会議は、住民主体のまちづくりを推進する重要な組織であります。

今後も持続可能な地域運営を実現するためには、担い手の確保や活動の見直し、行政との連携強化が不可欠であると考えます。

また、先ほど再質問の回答で、小学校の再編後の統合はないと回答もいただきました。私もそう思いますし、反対に設立される地域が増えると考えます。

引き続き、町として将来を見据えた支援と今後の方向性を示していただくことを期待し、質問を終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、3番 西脇康君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時10分といたします。

（午前11時41分 休憩）

（午後1時10分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 発言の許可を得ましたので、通告に基づき3件で質問をいたします。

1件目は、登下校の熱中症・紫外線対策について伺います。

近年の暑さは命に関わる災害級の暑さと言われ、今年も大型連休前から30度以上の真夏日や25度以上の夏日が北海道でも観測され、全国の教育現場では、登下校時、下校中の児童・生徒を守るための具体的な熱中症対策が取り組まれているのは御承知のとおりです。当町の対策は十分なのか、この間、保護者や子供たちから寄せられた要望も含め、3点で質問をいたします。

1 点目は、全国的に、また西濃圏域の自治体でも講じられている冷却グッズ使用、冷却グッズを冷やす冷凍庫の設置を求めますが、見解をお聞かせください。

2 点目は、紫外線などの問題です。強い紫外線を浴びることで、目の表面が傷つき、激しい痛みや充血を引き起こす紫外線角膜炎の原因になります。また、白目の一部が黄色く濁る瞼裂斑や、黒目に白目が入り込む翼状片、水晶体が濁る白内障などの疾患につながる場合があります。特に子供の瞳孔、瞳の黒い部分は、大人よりも多くの光を取り込むため、野外での適切な紫外線対策が重要です。

さらに、自転車通学生徒においては、西日の強い光で操作が誤りそうになったとの声も聞き及んでいます。

児童・生徒のサングラス着用の見解を求めます。

3 点目は、ランドセルの中身の軽量化について伺います。

ランドセル本体の平均的な重さは約1.1キログラムから1.3キログラムとのことです。教科書や水筒をかけた通学時の総重量は約4キロにもなります。小学1年生の平均体重は男子で約23キロ、女子で約21.5キログラム、身長は男子で約116.7センチメートル、女子で約115.7センチメートルです。平均値ですので、小さいお子さんの男子で体重16キロ、身長105センチなど大きな個人差があります。

現時点で軽量化に向けた取組の現状をお聞かせください。

○議長（野村永一君） 中島教育委員会事務局長、演台にて答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） 水谷議員の御質問について、私のほうから回答をさせていただきます。

登下校時の熱中症対策につきましては、児童・生徒の安全を最優先に考え、各学校において気象状況や暑さ指数を確認しながら適切に対応しております。具体的には、帽子的着用や小まめな水分補給、日傘や冷却用品の活用を認めるとともに、登下校前には児童・生徒の健康状態を確認するよう指導しております。

また、特に気温や暑さ指数が高い日には、下校時間の調整や保護者への注意喚起を行うなど、状況に応じた対応を実施しております。

まず、1点目の御質問に回答させていただきます。

御提案の冷凍庫の設置につきましては、設置場所や電源設備の確保、維持管理の負担、機器の更新費用などの課題がございます。また、全ての児童・生徒が公平に利用できる運用方法や保冷用品の管理方法についても検討が必要となります。そのため、現時点では各学校への冷凍庫設置は考えておりませんが、引き続き学校現場の実態を把握しながら、効果的で実施可能な熱中症対策について研究をまいります。

次に、2点目の御質問に回答させていただきます。

児童・生徒の登下校時におけるサングラスの着用につきましては、近年の猛暑や紫外線対策の観点から、その有効性についても認識しております。

一方で、本町の学校においては登下校時の安全確保を最優先としており、サングラスを着用することで児童・生徒の表情や視線が見えにくくなることによる見守り活動の影響や、周囲とのコミュニケーション、安全確認の面での課題も考えられます。そうした理由から、現段階では児童・生徒全体へのサングラス着用の許可は考えておりませんが、医師の指導や健康上の特別な配慮が必要な場合には、個別の事情に応じて学校と相談しながら適切に対応してまいります。

続いて、3点目の御質問に回答をさせていただきます。

熱中症対策の一環として、児童・生徒の登下校時の身体的負担を軽減することは重要であると考えております。そのため各学校においては、学習に支障のない範囲で、教科書や教材を学校に置いて帰るいわゆる置き勉を認めるなど、ランドセルやかばんの軽量化に取り組んでおります。

また、必要な教材の精選や持ち物の見直しについても、学校ごとに工夫を行っております。

近年の猛暑は、子供たちの健康や生命に関する重要な課題であることから、今後も気象状況を注視し、学校や家庭、また地域の方々の協力を得ながら安全な登下校の確保に努めてまいります。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 再質問を行います。

1、2点目については、児童・生徒への柔軟な対応を今後も行っていくとのことでしたが、児童・生徒や保護者への周知を徹底していただきたいと考えますが、具体的な周知方法を確認します。

3点目については、近年、熱中症対策やランドセルの重さも教育的・社会的な問題として受け止められ、ランリュックの使用が広がっています。

夏場だけランリュックを使用する、ランドセルとランリュックを児童と保護者が話し合い選択し使用するなど、自治体の裁量が活かされていますが、当町におけるランリュック使用の見解を求めます。

○議長（野村永一君） 早崎教育長、演台にて答弁。

○教育長（早崎京子君） 水谷議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目と2点目の御質問の具体的な周知方法について御回答させていただきます。

児童・生徒、保護者の皆さんへの周知につきましては、放送や学校だより、保護者向けの通知文、メール配信システム等を活用し、暑さ指数に応じた活動の見直しや水分補給の徹底、帽子の着用、登下校時の注意事項などについて、繰り返し情報提供を行っております。今後も熱中症の危険性が高まるこの時期には、保護者への注意喚起を適時行

うとともに、子供が安全に学校生活を送ることができるよう、学校と家庭が一体となって熱中症対策の充実に努めてまいります。

次に、３点目の御質問のランリュックの使用について御回答させていただきます。ランリュックはランドセルと比較して軽量で機能的に優れ、デザインやカラーバリエーションが豊富であることが特徴です。価格もランドセルより安価なものが多く、子供の成長やライフスタイルに合わせて気楽に買い換えることができます。本町においては、町教育委員会や各小学校において使用する通学かばんの指定は特にしておりませんが、ランドセルの耐久性や安全性の面、長年の慣習により、どの学校もランドセルを使用しているのが現状であります。

しかしながら、ランドセルの使用は義務づける法的根拠はなく、文科省においても通学かばんの形状について統一ルールは設けておりません。近隣の市町村においても通学かばんの指定はせず、保護者の選択によってランリュックの使用も可能としている自治体はあると聞いております。

今後は本町におきましても、身体への負担軽減や金銭的負担、多様な観点などを総合的に鑑み、保護者の選択によってランリュックの使用も可能にするといった選択の幅を広げるよう検討してまいりたいと考えています。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 先ほど申しました小学校１年生の平均体重におけるランドセルの重さを、成人50キログラムの体重に計算すると、10キログラムの重さを背負うことになります。10キロのお米一袋を背負うのは大変な重さです。

私の住む地域の大坪区では集合場所から学校まで35分かかり、自宅から集合場所まで10分かかる児童もいますので、45分の片道時間になります。

江月区では祖父江の集合場所まで保護者の方々の車送迎があり、祖父江の集合場所から学校まで約20分かかります。お米10キロを45分担ぐのは大変なことです。

私の住む住宅では、小学校に全員孫がいませんが、5人の有志で1週間に1回、下校時の見守りボランティア活動をさせていただいています。先人の方々に子や孫を見守っていただいた感謝とお返しです。

児童のランドセルの重さを確認し、中身を見せてもらい、置き勉強道具していると聞くと、していないとの返事が返ります。家庭学習で使用しない教材でも、なかなか置き勉強はしないのが現状のようです。

また、私が担当する金曜日は絵本の貸出しなどがあり、さらに重くなります。

教育委員会から学校や保護者、児童・生徒への現在の置き勉強の実態などを確認し、適切な対応を求め、次の２点目の質問に入ります。

２点目は、シニア世代向け資格取得など支援事業補助の創設を求め質問します。草刈

り機やチェーンソーなどの作業を公的に行う場合、取扱作業安全衛生教育修了証が労働安全衛生法の改正で義務づけられたのは御承知のとおりです。

3点で質問します。

1点目は、法令が義務づけられ、草刈り作業などを行うシルバー人材センターが会員に取り組んだ内容をお聞かせください。

2点目は、60歳以上の求職者を対象に、就職に有利な資格取得や講座受講に対し、経費の一部助成への見解を求めるものです。

厚生労働省は、高齢者の就労は収入確保だけではなく社会とのつながりや生きがいの創出に不可欠であるとの見解を示しています。年齢に関わらず、意欲と能力に応じて活躍できる生涯現役社会の実現は、高齢者はもちろん、真ん中世代にとっても願うところ です。

高齢者のための資格は、高齢者が自分自身の健康やキャリアのために取得する資格と、高齢者、児童・生徒、障がい者など関わる仕事・ボランティアに役立つの大きく2つに大別されます。資格の取得は、ハローワークにおいて採用の有利さも魅力です。一部助成への見解をお聞かせください。

3点目は、補助するメニューについてです。厚生労働大臣が指定する一般教育訓練講座やシルバー人材センターが指定する講座資格を指定するお考えはありませんか。

○議長（野村永一君） 無藤健康福祉課長、演台にて答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（無藤宣宏君） ただいま御質問いただきました水谷議員の1点目の御質問について、私のほうからお答えいたします。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が、令和7年5月14日に公布され、令和9年4月1日からは、構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用禁止、特定の機械などに対する定期自主検査の実施、危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などが個人事業者等自身へ義務づけられることとなります。

養老町シルバー人材センターでは、除草、剪定、樹木伐採、清掃業務など労働災害の発生危険性が高い業務に従事する場合、安全保護具の着用、熱中症対策の遵守など安全な就業に努めておられます。

また、草刈り作業時における重篤な人身傷害事故や損害賠償事故が全国的に多発発生していることから、事故の未然防止対策の一環として、刈払機取扱作業安全衛生教育の講座を開催し、その受講料を全額負担するなど、積極的に会員の安全意識の向上と安全就業の基礎を身につけていただく取組を行っていると同っております。以上でございます。

○議長（野村永一君） 田中産業観光課長、演台にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（田中義康君） 2点目の御質問にお答えいたします。

近年、全国的に人手不足が深刻化する中、国においても、生涯現役社会の実現に向け、

高齢者の就労促進やリスクリング、学び直しでございますが、そちらへの支援が強く推進されております。特に就職に当たり一定の技能や資格を有することは、就職に当たり有利となることが多く、場合によっては処遇の向上にも大きな影響があるものと認識しております。

一方で、資格取得に当たっては、取得に係る経費の負担が一定程度生じるものであるとも理解しております。町民の皆様の意欲を持って就労に取り組める環境づくりの一つとして、資格取得に係る支援は重要なことであると考えております。議員御指摘のとおり、年齢に関わらず意欲と能力に応じて活躍ができる生涯現役社会の実現は、シニア世代のみならず、現役世代にとっても必要なことであると認識しております。

そういった点からも、特定の年齢層に限定して補助制度を設けることについては、制度の公平性の観点から慎重でなければならないと考えております。現時点において、60歳以上の求職者のみを対象とした資格取得や講座受講の経費補助は考えておりませんが、国の制度として、ハローワークが実施する求職者支援制度において、再就職、転職、スキルアップを目指す方が一定の給付金を受給しながら無料の職業訓練を受講できる制度もございますので、そういった制度の活用について積極的に周知してまいりたいと考えております。

あと3点目の御質問のうち、厚生労働大臣が指定する一般教育訓練講座に係る部分につきましては、ハローワークが関連する制度でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

一般教育訓練講座は、厚生労働大臣が指定する教育訓練の一つで、雇用の安定や就職促進に資する職業関連の教育訓練を対象としています。雇用保険加入者がスキルアップや資格取得のために受講でき、受講費用の一部が国から給付される講座であると認識しております。受講者が講座を修了すると、支払った教育訓練経費の20%、上限は10万円でございますけれども、そちらがハローワークから給付されます。

まずはこういった制度の活用につきまして、積極的に活用いただけるよう周知に努めてまいります。以上でございます。

○議長（野村永一君） 無藤健康福祉課長、演台にて答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（無藤宣宏君） 3点目の御質問のうち、シルバー人材センターの指定する講座への補助についてお答えいたします。

現在、養老町シルバー人材センターにおいては、1点目の御質問において回答させていただきました刈払機取扱作業安全衛生教育について、受講料全額負担の上、独自で実施しております。

一方、チェーンソー作業に従事する会員には、チェーンソーによる伐採等特別教育の受講を会員負担にて義務づけられておりますが、会員業務委託料、いわゆる配分金でございますが、そちらを増額するとともに、安全管理費加算も追加し会員の報酬を増やす

ことにより、受講料を相殺する形を取っておられることから、町からのチェーンソーによる伐採等特別教育に対する個人への補助は考えておりません。

シルバー人材センターについては、高齢者等の社会参加による健康維持、介護予防、地域の人手不足解消、そして得られる報酬による高齢者等の生活安定といった役割を担っていただいております。そのため、町としましては、可能な限りシルバー人材センターへの支援を続けてまいります。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 令和9年4月1日から、労働安全衛生法の改正によるシルバー人材センター会員への取扱作業安全衛生教育修了証の取得は、西濃圏域でも例のない先進的な取組だと考えています。会員の方々にお聞きすると、安全面や健康面などたくさんの学びがあった、現場ではチェーンソーを使う作業もあるので、補助があればぜひ受講したい、今回は1万4,000円の受講料を全額負担していただきありがたかった、草刈り機は振動障がい、白蟻病、手の血管が収縮し血行が悪くなり指先が白くなる病気などを引き起こすため1日2時間が限度ということを学んだので、作業時間の削減につながるのか心配、来年から各区で行う草刈り作業などで、労働の対価のある取扱作業安全衛生教育修了証が必要なのかと質問も寄せられました。

これらの寄せられた声に対する答弁を求めたいと思います。

2点目は、ゼロ回答と理解しました。

60歳以上の求職者への一部助成を考えずして、各世帯の調整が必要との回答は答弁逃げであると思います。生涯現役世代との認識なら、お年寄りが豊かに暮らせる町にしようとの町民憲章の理念からも再考を強く要望しておきます。

質問の草刈り機やチェーンソーの取扱作業安全衛生教育修了証の講座は、答弁のあった既存のメニュー講座にありますか。シルバー人材センターが指定する講座にすることでハードルが低くなり、受講につながる即戦力となると考えます。今回は全額シルバー人材センターの補助でしたが、これからはどうなるのかという声も寄せられます。

質問した資格取得など支援事業補助金制度は、全国的にも創設自治体では歓迎される制度の一つとなっています。要は予算の問題なのでしょうか。

2、3点目は、シルバー人材センターとも協議し、前向きに検討したいとの答弁を前提にお尋ねしましたので、1点目がゼロ回答でしたので、再質問はいたしません。

○議長（野村永一君） 無藤健康福祉課長、自席にて答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（無藤宣宏君） ただいまの水谷議員の再質問の1点目の作業時間の削減の關係でございますが、こちらについてお答えさせていただきます。

草刈り機やチェーンソーは、振動障がい、白蟻病などを引き起こすため、1日2時間が限度ということなので、作業時間の削減につながるのが心配との声につきましては、

チェーンソーや草刈り機の使用は1日の使用時間が制限されておりますが、複数の作業
者によりその作業を実施し、その作業を行っていない作業者は、伐採した木材や雑草の
運搬、積み込み、清掃作業等に従事することで、振動障がい等を防ぎつつ作業時間を確保
し、会員の報酬につなげていると伺っております。以上でございます。

○議長（野村永一君） 竹中産業建設部長、演台にて答弁。

○住民福祉部産業建設部長（竹中 修君） ただいまの水谷議員の再質問の1点目にご
ざいました来年から各区で行う草刈り作業などで労働の対価がある場合、取扱作業
者安全衛生教育修了証が必要なのかとの御質問につきまして、私から回答させていただきます。

御質問いただきました件につきましては、個別の事案ということでケース・バイ・ケ
ースということになりますので事案ごとにまたお尋ねをいただければと存じます。

また、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の適用の可否に関わ
らず、各区で行う刈払機取扱作業者安全衛生教育などの安全衛生教育の取組につしまし
ては、草刈り機などを使用した地域での活動の安全に資することから、自主的な取組に
ついては大変有意義であると存じております。以上でございます。

○議長（野村永一君） 田中産業観光課長自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（田中義康君） ただいまの水谷議員の再質問にお答えさせ
ていただきます。

先ほどもお答えさせていただきましたとおり、資格取得を目指す方に向けては、既に
国による手厚い支援制度が用意されております。求職者支援制度では、要件を満たせば
月10万円の給付金を受給しながら、原則無料で職業訓練を受講、手厚い就職サポートを
受けることができますし、雇用保険の加入実績等がある方については、教育訓練給付金
の制度がございます。一般教育訓練であれば受講費用の20%、上限が10万円ござい
ますが、そちらが支給されます。経済的負担を大きく軽減する仕組みが存在しておりま
すので、さらなる上乗せ補助が必要かどうかは、近隣市町の動向も注意しながら対応し
てまいりたいと考えております。

まずは、こうした既存の国の優れた制度を最大限に御活用いただくことが重要であり、
町広報や窓口等を通じ、ハローワークの各種制度の積極的な周知を図ることで、シニア
世代の方の新たな挑戦と再就職をしっかりと後押ししてまいります。

あと、御質問にございました草刈り機やチェーンソーによる作業に係る安全衛生教育
の講習につきましては、求職者支援制度や一般教育訓練講座のメニューにはないものと
認識しております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 先ほどの区の草刈り作業に対する件は、区長会などで周知さ
れるよう要望しておき、最後の質問に入ります。

3 点目は、職員の通年採用について伺います。

全国の自治体は、2040年頃から団塊ジュニア世代の大量退職が見込まれています。少子化のため、3 分の 1 程度しか新規採用で補充できないと総務省は見ています。既に多くの自治体は、専門技術職を中心に人材確保が難航しているとの現実です。将来、行政サービスを持続できるかという懸念があり、行政サービスを持続できる体制の構築が必須です。

以下の 3 点で伺います。

1 点目は、当町の過去 5 年間の職員採用と離職率について伺います。

2 点目は、専門技術職の離職と人材確保について伺います。

3 点目は、一括採用のスケジュールに縛られず、多様な経歴を持つ経験者や専門人材を柔軟に確保できる職員の通年採用への見解をお尋ねいたします。

○議長（野村永一君） 尾前総務課長、演台にて答弁。

○総務部総務課長（尾前真理君） 水谷議員の御質問に回答させていただきます。

詳細な内容となりますので、担当課である私のほうから回答させていただきます。

まず、1 点目の本町における過去 5 年間の職員採用と離職率でございます。

令和 3 年度は採用者 10 名に対し離職者 3 名で離職率 30%、令和 4 年度は採用者 16 名に対し離職者 5 名で離職率 31.3%、令和 5 年度は採用者 9 名に対し離職者 3 名で離職率 33.3%、令和 6 年度は採用者 14 名に対し離職者 2 名で離職率 14.3%、令和 7 年度は採用者 8 名に対し離職者 2 名で離職率 25%となっております。この 5 年間の合計では、採用者数 57 名に対し離職者は 15 名で離職率は 26.3%となっております。

次に、2 点目の専門技術職の離職と人材確保についてでございます。

過去 5 年間ににおける離職者 15 名の中には、技術職、保育教諭、保健師が 3 名含まれており、専門職の人材確保は本町においても重要な課題となっております。

昨年度の人事院による民間給与の実態調査によりますと、100 名以上の企業規模における大卒技術者の初任給は 23 万 8,266 円、技術係員平均年齢 36.5 歳の平均給与は 40 万 3,977 円と、公務員給与に比べて非常に高い水準であることが明らかになっております。

公務員においても、人事院勧告により毎年給与額の見直しがされておりますが、民間企業のほうが高い状況に変わりはなく、この給与格差が職業選択やキャリアアップを考える際、民間企業を第 1 選択とする傾向が強くなっていると考えられ、人材確保に苦戦している状況でございます。

そのため本町では、職員採用試験に向け、複数の東海圏域の大学を訪問し採用試験の情報提供を継続的に行っており、今年度からは、応募者の利便性を向上させるため、従来の郵送や窓口での手続方法に加え、新たに電子申請を導入いたしました。

この取組により、応募者数は昨年度の 17 名から 32 名に増加し、専門職についても技術職、社会福祉士、保健師、保育教諭を合わせて 5 名の応募を得ることができ、一定の効

果はあったものと考えております。

今後は、大学等への情報提供を一層強化するとともに、人材確保や定着率向上に向けた職場環境の改善として、今年度設置した働き方改革推進ワーキンググループを中心に、職員がより働きやすく、魅力的に感じられる職場環境の整備に取り組んでまいります。

次に、3点目の通年採用についてでございます。

現在、本町では社会人経験者を対象に、4月採用に限らず、内定後に状況が整い次第、年度途中での採用を行っております。また、採用試験については、過去2年間において毎年3回実施しており、募集期間は広く確保されていると考えておりますが、特に人材が不足している専門職への対応としまして、年間を通じて常時募集を行うことも今後検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 広報「ようろう」5月号7ページ下段には、私たちが今年の新人職員ですと18名の方々が紹介されています。お一人お一人の表情は情熱と意欲で満ち満ちており、頼もしく感じます。自治体職員の主な任務は、住民の福祉増進を図り、地域社会の秩序と利便性を維持することで、職員の方々の仕事は多岐にわたります。18名の新人職員の方々がこれからより多くの経験を積み、養老町の特性や町民ニーズに合わせて、養老町独自の判断で企画実施できる政策にも取り組んでいただけることを大いに期待するものです。

そこで、次の5点で、提言も含め現時点で取り組んでいる内容をお聞かせください。

1. 若手の声を聞く定期的な面談の実施とフォローアップ、2. 窓口対応の多いと思われる住民福祉部や税務課などへの適正な人事配置、3. 評価制度の改善や異動・配置の透明性と本人希望の尊重、4. 研修や資格取得支援の充実化、5. 多様な働き方改革です。

○議長（野村永一君） 川口総務部長、演台にて答弁。

○総務部長（川口智也君） 水谷議員の再質問につきましては、職員の育成関係ということでございますので、私のほうから回答させていただきます。

まず1点目の若手職員へのフォローアップについてです。

若手職員の意見を聞き、人材育成と職場環境の改善に生かしていくことは大変重要なことであります。本町におきましては、新規採用職員に対し、入庁後数か月が経過した段階で総務課による面談を行っております。現在の状況を聞き取った上で、その後のフォローアップにつなげていきます。

また本庁では、職員の業務評価制度である人事評価において、目標設定及び期末評価時の所属長面談に加え、町長の方針の下、所属長などは日頃から課員と十分なコミュニケーションを取り、課題の早期発見に努めているところでございます。今後も所属長や

総務課が定期的に面談を実施し、職員の不安や悩みを早期に把握することで、必要な支援を講じるとともに、働きやすい職場環境へと改善できるよう取り組んでまいります。

次に、2点目の適正な人員配置についてです。

住民福祉部の課や税務課など、住民の皆様と直接向き合う窓口業務を主とする部署は、町民生活に直結する多様な業務を担っています。こうした窓口業務は、高齢化の進展や相談内容の複雑化、多様化に伴い、その後の事務処理を含め職員にとって負担が大きい状況であることを承知しております。また、対応する職員が不足した場合には、一時的な待ち時間が増加するなど、町民サービスへの影響が生じることも十分認識しております。

本庁では、人員配置を行うに当たり、各課の業務量や窓口件数、業務の専門性などを定量的に把握した上で、最適な人員配置にするよう取り組んでおります。

さらに、限られた職員数の中で行政運営を効率的かつ効果的に進めるためには、全庁的なバランスを勘案しながらも、重要施策を遂行している所属には重点的に職員を配置するなど、柔軟な対応を取っています。

また、現住民福祉部長につきましては、高い専門性と豊富な経験を有していることも考慮し、勤務延長の措置により引き続き部長職に従事してもらうという措置も取っております。

今後も、窓口対応の質を維持・向上させるため、適正な人員配置に努めるとともに、職員の負担軽減に向けた支援策や効率化の取組についても併せて検討を進めてまいります。

3点目の評価制度の改善等につきましては、本庁における人事評価制度は、職員一人一人の能力と実績を公正かつ客観的に評価し、人材育成と組織力の向上につなげることを目的に導入しております。評価結果は、人事管理全般の基礎資料として活用していることから、面談の場を通じて評価者から評価の理由や今後の期待、改善点を職員に明確に伝えることで、職員の自己成長につなげる機会となるよう努めてまいります。

また、異動や配置につきましては、組織運営上の必要性を踏まえつつ、職員の能力や適性、これまでの経験を総合的に勘案し、組織として最も力を発揮できる体制を構築できることを基本としております。特に若い職員に対しては、広範な業務経験を積み、総合力を身につけることを目的に、早めに人事異動するジョブローテーションを実施しております。今後も継続的な検証と改善に取り組み、組織として人事管理に努めてまいります。

次に、4点目の研修や資格取得についてです。

本庁では、職員の能力向上と業務の質の向上を目的として、研修や資格取得を推進しています。町独自の研修として、昨年度は職員の心身の健康管理を促進するメンタルヘルス研修と、増加している外国人の窓口対応能力を向上させるためのやさしい日本語研

修を行いました。これらの町独自の研修に加え、岐阜県市町村研修センターが実施する階層別研修、専門分野別研修、実務法令等に関する研修など、多様な研修機会を設け、計画的な能力開発に取り組んでおり、今後も職員が積極的に研修に参加できるよう、年間を通して呼びかけてまいります。

また、職員の資格取得は、住民サービスの一層の向上と組織力の強化にもつながることから、本庁では業務上必要と認められる資格取得につきましては、受験料や研修参加に係る費用等を予算措置するなど、組織として積極的に支援しています。

本庁といたしましては、今後も国や県への人事交流を含め、職員のスキルアップに対して積極的に支援していきたいと考えております。

最後に、5点目の多様な働き方についてです。

本庁では、職員が子育てや家族の介護などの状態になっても、生活状況に応じて離職することなく働き続けられるよう、多様な働き方改革に取り組んでおり、短時間勤務や部分休業、早出・遅出勤務など柔軟な勤務形態が選択できる制度を設けております。

さらに、今年度より庁舎内に働き方改革推進ワーキンググループを設置し、職員がワーク・ライフ・バランスを維持しながら職務に全力を注げる環境の整備について、全庁一体となって協議を進めているところです。今後も、町として働きやすい職場となるべく改革を推進してまいります。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 自治体に専門職や技術職がない場合を想定してみました。

1. 委託先から見積りの妥当性や工事の適切な仕様、施工品質評価、監督する力が組織から失われる、2. 技術的な知識不足により適切な予算編成や入札条件の設計ができず、事業がスムーズに進まないおそれがある、3. 災害発生時、現場の被害状況をいち早く把握し、応急・復旧の人道指揮を執る即戦力がいない、4. インフラの維持管理やトラブル対応を外部企業に頼り切ってしまう事態を招くなどが懸念されました。

るる答弁をいただきましたが、現代の若者が会社や自治体を選ぶ最大の決め手は、個人の尊重、ワーク・ライフ・バランスとキャリアの成長実感とのことです。安定志向から自分らしく働ける環境や社会貢献を重視する傾向が強まっているとのことです。

また、2027年春卒業予定の学生の就職活動は、大学3年生の3月1日以降に会社説明会などの広報活動が解禁され、大学4年生の6月1日以降に面接などの採用選考活動が解禁しました。民間の調査では、就職内定率は5月1日時点で67%、実際は多くの企業で選考が前倒しされ、政府のルールが形骸化しているとの指摘もあります。企業が前倒しして対応するのは、他社に先駆け優秀な人材を集めたい、一括採用から通年採用導入している大手企業は、留学を検討する学生など人により就活したい時期が異なる、主体的に考え応募してほしい、人工知能の活用により一人一人の役割が確実に変わっている、

スキルを持つ人材だけ登用するとの声があります。

そこで、カワセ憲元町長に伺います。

〔発言する者あり〕

○11番（水谷久美子君） 失礼しました。

これらの事案を踏まえ、町長が職員採用に当たり、応募者に他市町にない養老町の働き方の強み、養老のアピールポイントをお聞かせください。

大変、お名前を間違えて失礼いたしました。おわびして訂正いたします。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君、演台にて答弁。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の再々質問にお答えさせていただきます。

やはり養老町の魅力でございますけれども、自然豊かなすばらしい町ですので、私は個人的には町外の方でもいいんですけれども、いろいろ見ておりますと、養老町で生まれ育っていく過程の中で、やはりふるさと愛を持って養老町を愛してくれる、そういった方が養老町の魅力、我々だけではない、また隠れた魅力もあるかと思っておりますけれども、そういったところを発見していただける、次の視点で、目を持って養老町を愛していただける、そういう職員を私は募集したいというふうに思っておりますけれども、魅力といいますと、やはり自然豊かで水が豊富でいいところがたくさんあると思っておりますけれども、感じる点はそれぞれあるかと思っておりますけれども、私は養老町が1番だというふうに思っておりますので、そういったところを新しい職員に感じていただけるようなまちづくりを行いながら、感じてもらえるように努力してまいりたいというふうに思います。

それぞれ養老町の職員になっても、先ほど離職率の話がありましたけれども、合わなかったら、今は例えば永久就職という言葉はないと思います。職業選択の自由の中で、何とかいい職員を育てながら人材確保に努めてまいりたいというふうに思います。

養老町のいい点、それはたくさんあると思っておりますけれども、いきなり振られましてもなかなか言えませんので、少しそれはまた今後、職員採用のときに募集した職員には丁寧に説明していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○11番（水谷久美子君） 終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、11番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

以上で、日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（野村永一君） 会議を閉じます。

なお、議会最終日は明日6月18日木曜午前9時30分より再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

（散会時間 午後1時58分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 8 年 6 月 17 日

議 長 野 村 永 一

議 員 西 脇 康

議 員 清 水 由 美 子

